

# 寄附のお願い

## 良好な景観の形成に向けて

### 石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業



石岡市長  
谷島 洋司

本市は平成24年3月に景観行政団体となり、同年11月には景観条例及び景観計画を策定し、市内全域を景観計画区域として指定することで良好な景観形成を図ってきました。

その一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災等の影響により、景観的に重要な建築物が破損し、取り壊される状況も生じており、市民から建築物の保存やまち並み形成が望まれているところです。

こうした状況を踏まえ、本市は平成27年12月に「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金」を設置しました。基金をもとに個人や企業が行う地域の景観づくりに寄与する「修景事業」を支援することにより、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを促進することを目的としています。

他の自治体にはない石岡らしい良好な景観形成が図れるよう、市民や企業等との協働により、本事業を効果的に進めてまいります。

なお一層のお力添えをお願いいたします。

※1 修景事業：個人や企業が、建築物等を周辺の良い景観に調和したデザインに改修すること。

### 効果・事例

石岡市には、石岡地区の全国的に保存例の少ない「看板建築」や八郷地区の「茅葺き民家」「里山の景観」が残されていて、この景観が市にとって大切な財産となっています。

この基金の助成制度を活用して建築物等を整備することにより、石岡地区では、看板建築等の街並みと景観的な連続性を作り出すことや、八郷地区の広告看板等を里山景観に調和したデザインに変更することで、潤いと安らぎを享受できる魅力的な石岡市独自の景観を創造することができます。

#### 【石岡地区の看板建築】



すがや化粧品店



十七屋商店・久松商店

#### 【八郷地区の茅葺き民家】



大場家住宅主屋



小屋地区の茅葺き民家

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

（法人等にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏 名

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

#### 住民参加型まちづくりファンド支援事業寄附金申込書

石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金規則第3条第1項の規定により、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附金額 円

2 個人情報取扱いについて（□部分にチェック（レ）をしてください。）

氏名又は法人名等、住所（市区町村名まで）及び寄附金額について、市広報紙、ホームページ等での公表を希望しますか。

希望する。

希望しない。